慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	取得原価主義から見たIFRSの「公正価値」
Sub Title	"Fair value" of IFRS as seen from the historical cost convention
Author	三宅, 雅之(Miyake, Masayuki)
Publisher	慶應義塾大学大学院商学研究科『慶應商学論集』編集委員会
Publication year	2015
Jtitle	慶應商学論集 (Keio business and commerce review). Vol.28, No.1 (2015.) ,p.27- 40
JaLC DOI	
Abstract	本論は, 国際財務報告基準(IFRS)の公正価値測定が, わが国の伝統的な取得原価主義や実現主義の枠組に受容されるものであるのか, それとも両者には乖離があるのかという点を検討した。 1990年代の会計ビックバン以来, 従来の取得原価主義は内容を修正拡大し, 有価証券や棚卸資産の時価評価を導入したが, 利益計上における実現主義という基本的な枠組みは維持している。これに対し, IFRSの公正価値測定は基本的にすべての資産負債の時価評価を志向しているため, わが国会計基準の基本的な枠組みと対立するのではないかと懸念される。 本論では, IFRSの公正価値測定を評価方法別に, また利益計上される場合, 損失計上される場合に区分して上記の懸念を検討した。検討の結果, IFRSの公正価値概念の大部分が取得原価主義と整合することが認められた。しかし, 充分に市場に基礎づけられない公正価値で非貨幣性資産を評価し利益計上する場合においてのみ, IFRSの公正価値概念は取得原価主義と不整合が生じることが認められた。しかしこの不整合は本質的なものでなく, 市場評価される資産の範囲が拡大するに従い収斂するものであることが予想された。
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10088763-20150930-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應商学論集
第28巻第１号
2015 年 9 月

取得原価主義から見たＩＦＲＳの「公正価値」

三　宅　雅　之

＜要　　約＞

本論は、国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）の公正価値測定が、わが国の伝統的な取得原価主義や実現主義の枠組に受容されるものであるのか、それとも両者には乖離があるのかという点を検討した。

1990 年代の会計ビックバン以来、従来の取得原価主義は内容を修正拡大し、有価証券や棚卸資産の時価評価を導入したが、利益計上における実現主義という基本的な枠組みは維持している。これに対し、ＩＦＲＳの公正価値測定は基本的にすべての資産負債の時価評価を志向しているため、わが国会計基準の基本的な枠組みと対立するのではないかと懸念される。

本論では、ＩＦＲＳの公正価値測定を評価方法別に、また利益計上される場合、損失計上される場合に区分して上記の懸念を検討した。検討の結果、ＩＦＲＳの公正価値概念の大部分が取得原価主義と整合することが認められた。しかし、充分に市場に基礎づけられない公正価値で非貨幣性資産を評価し利益計上する場合においてのみ、ＩＦＲＳの公正価値概念は取得原価主義と不整合が生じることが認められた。しかしこの不整合は本質的なものでなく、市場評価される資産の範囲が拡大するに従い収斂するものであることが予想された。

＜キーワード＞

取得原価主義、公正価値、時価概念、ＩＦＲＳ、貨幣性資産、費用配分原則、
マーケット・アプローチ、コスト・アプローチ、インカム・アプローチ

はじめに

わが国の会計基準は伝統的に取得原価主義を基盤としてきたが、今日では時価主義を基盤とするように変わったと言われている。本当にそうなのだろうか？ 1990 年代に国際財務報告基準（以下、ＩＦＲＳと言う。）との統合・共通化（以下、コンバージェンスと言う。）を目指し、わが国の会計基準は金融商品や棚卸資産などの評価に時価基準を導入した。一方、ＩＦＲＳは 2011 年にＩＦＲＳ第 13 号を公表し、時価の概念を「公正価値」として一般化した。そして、主要な資産負債を公正価値で測定する基準を公表している。わが国の会計基準は、このままＩＦＲＳとのコンバージェンスを進めることで、全面的に公正価値測定に転換することになるのだろうか。しかし、米国はＩＦＲＳの任意適用を先送りし、2011 年には日本も強制適用を延期した[1)]。このことを契機として、再度わが国の取得原価主義が「公正価値」をめぐりどのような変容を遂げているのか、また公正価値による測定の全部又は一部をどのように取り入れているのか、今一度正確に認識する必要があると思う。

本論では、取得原価測定と公正価値測定の優劣を論ずるのではなく、あくまで取得原価主義の立場から公正価値による測定がどこまで整合的に受容出来るものか検討を試みた。もし、公正価値の測定のすべてが整合的に受容されるのであれば、少なくとも公正価値測定については、わが国の伝統的な会計基準はその基本原理を変えることなくＩＦＲＳとのコンバージェンスを進めることが出来るであろう。しかし、公正価値測定の一部に取得原価主義と乖離する部分が存在するとしたら、その乖離を解消できない限り、取得原価主義とＩＦＲＳとのコンバージェンスは進展しないであろう。もしその乖離を抱えたままコンバージェンスを進めるならば、わが国の伝統的な会計基準は取得原価主義等の重要な基本原理の変更を行う必要があるかもしれない。

第一章　わが国の会計基準における測定基準の変遷

第一節　企業会計原則における測定基準

企業会計原則は 1949 年 7 月に公表された。それまでのわが国の企業会計実務の慣行を踏まえ指導規範として集成されたものである。その後これを補完する各種の会計基準が公表されており広い意味で今日の会計原則群が構成されているが、企業会計原則はその歴史的中心に位置し、わが国の伝統的会計基準を象徴していると言える。その企業会計原則では「貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得価額を基礎として計上しなければならない。資産の

1）　金融庁ＨＰ “IFRS 適用に関する検討について” 2011 年 6 月 21 日　金融担当大臣　自見庄三郎（http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20110621-1.html）

取得価額は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。（以下省略）」（第三 - 貸借対照表原則五）と規定されている。

つまり、資産は取得原価で計上すること、及び資産の取得原価は費用配分（cost allocation）の原則によって各事業年度に配分されるという、取得原価主義の基本的な原則が明確に規定されている。その他、棚卸資産の評価損、有価証券の評価損、営業債権の貸倒見積高の控除、有形固定資産の減価償却累計額の控除等も規定されているが、それらはあくまで取得価額に基づいて計上された資産の価額を、評価損や償却費等によって費用配分するという原則が展開されているに過ぎない。

第二節　会計基準の拡大と時価主義の導入

高度成長期のインフレによる物価の上昇やバブル経済崩壊後の資産価格の下落が生じると、伝統的な取得原価主義による資産価額が資産の含み損益を開示せず、企業の財務報告として不充分なものと批判された。そうした批判に応えて、米国基準（ＧＡＡＰ）の影響のもと 1990 年代以降には資産の時価測定を内容とする新しい会計基準が数多く導入された。主な時価測定としては、固定資産の時価が低下した場合の減損損失の計上（「固定資産の減損に係る会計基準」）、売買目的有価証券等の時価評価による評価損益の計上（「金融商品に関する会計基準」）、トレーディング目的棚卸資産の時価評価による評価損益の計上（「棚卸資産の評価に関する会計基準」）等が挙げられる。

それでは、こうした時価主義の導入は、わが国の会計基準が取得原価主義を否定し、資産の時価評価を前提とする新たな基準に移行したと捉えるべきなのだろうか。それとも、取得原価主義の枠内で時価基準を整合的に取り入れたと理解するべきなのだろうか？

第三節　取得原価主義の拡大による時価概念の包摂

こうした時価主義の導入について、これは伝統的な取得原価主義が市場取引の拡大に伴って修正され、修正拡大された取得原価主義の枠内で時価基準を展開したものと捉えるべきであるとする学説[2)]が見られる。以下の（3-1）（3-2）で述べる理由から、本論もこの学説を踏襲している。

2）「近年、費用の評価基準は原価のままとしつつ、有価証券その他の金融商品を中心に貸借対照表項目に広く時価評価を適用する会計基準が国際的に普及し、これを時価主義会計と呼ぶこともあるようである。しかし、それが原価主義会計と本質的に異なる会計の体系であるかどうかは、なお疑問である。原価主義会計といわれる体系でも、低価基準や著しい減損が生じた場合などには時価による評価が強制されてきた。ただ、利益について確実性と資金的裏付けを求めるために、時価による評価益の計上は実現主義の原則で排除されてきたのである。これに対して、時価を広く適用する近年の会計基準の特徴は、金融商品の時価評価による評価益の計上に求められ、固定資産は正常な状態にある限り原価

(3-1) 取得原価主義の修正①―貨幣性資産（monetary asset）の拡大

取得原価主義とは、資本循環（G - W - G´）において「非貨幣性資産（non monetary asset）Wは、取得原価（投下された貨幣性資産Gと同額）で評価され、貨幣性資産GとG´は時価（回収可能価額）で評価されることになる。」（飯野［1983］第3章第1節）とする考え方である。これは収益の実現主義原則を、資産の評価原則として表現したものである。つまり、収益の実現主義原則は分配可能利益を測定するための原則であり、資本の投下過程（G - W）においては利益を認識せず、資本が貨幣性資産として回収された段階（G´）で初めて利益を認識する原則である。従って、投下資本は貨幣性資産となって回収されるまでは取得原価で評価し続ける必要があるのである。

ここで貨幣性資産の本来の意味とは、「近い将来に回収・換金の過程を経て支払手段となりうる資産」（森田・宮本（編著）［2008］『会計学辞典　第5版』74頁「貨幣資産」）であるから、活発な市場取引があって換金可能性の高い資産のことを意味すると言える。そうであれば、これまでは換金性の低いと思われていた資産であっても、証券化等を通じ市場取引の対象となることで、それら資産が次第に貨幣性資産としての性格を帯びていく可能性も考えられよう。

この取得原価主義及び収益の実現主義を拡大すれば、市場取引等の発達によって様々な資産に換金性が備わるに従い、収益実現の基準も拡大することになり、同様に時価で評価される貨幣性資産の範囲も拡大することになるのである。いわば、売買目的有価証券等やトレーディング目的棚卸資産は、それぞれの資産の市場取引が活発となり、貨幣性資産の範疇に取り込まれることになったことから、取得原価主義の枠内でも時価評価が正当化されることになったと言える。

(3-2) 取得原価主義の修正②―費用配分原則の柔軟化

一方、非貨幣性資産（non monetary asset）Wは、投下した貨幣性資産Gの価額（＝取得原価）で評価されるが、収益との期間対応のため棚卸や減価償却等の費用配分（cost allocation）が行なわれる。この場合、非貨幣性資産が減耗、陳腐化等の特別な原因で価値を低下させた場合は、通常の規則的な償却に加えて臨時償却・臨時損失といった特別損失を計上し、費用配分をより適正化すべきとされる[3)]。この費用配分の原則を柔軟に解釈すれば、固定資産の価値の低下が認められた場合の損失計上（減損損失の計上）は、費用配分の適正化の一環と考えられることに

評価である。このような金融商品の評価益の計上は、証券市場の発達や各種のヘッジ手段の開発によって評価益の確実性と資金的裏付けが保証されるようになったためと解釈できる。そうであれば、それは時価主義会計というより原価主義会計の枠内での展開と考えるのが適当と思われる。」（森田・宮本（編著）［2008］『会計学辞典　第5版』232頁「時価主義会計」）

3）「特別損益に属する項目としては、次のようなものがある。（省略）（2）前期損益修正（省略）ロ　過年度における減価償却の過不足修正額（省略）」（企業会計原則注解12）

なると考えられる。この点については、従来からの臨時償却・臨時損失と減損損失の両者を区別する積極的な理由はないと論ずる説もある。[4] 従って、固定資産の時価基準による減損損失は、取得原価主義の費用配分原則の枠内で受容されるべき処理であると言える。

以上（3-1）（3-2）の検討から、上記の取得原価主義の修正①②における時価基準の導入は、いずれも、取得原価主義の枠内での展開に過ぎないと考えることが出来る。

第四節　わが国の時価概念の検討

次に、わが国の会計基準における時価概念についても若干の検討を行いたい。

わが国の会計基準は様々な個所で「時価」「公正な価値」等の表現を用いているが、ＩＦＲＳ第13号のように、それらの意味を統一的に体系化した基準は存在しない。しかしながら、前節で検討した貨幣性資産の拡大において重要となるのは、評価益の計上を認める資産（売買目的有価証券等、トレーディング目的棚卸資産）の測定に適用される時価の概念である。本節ではその時価概念が、市場を基礎とした測定であり、回収・換金可能性に裏付けられた測定値であり、貨幣性資産の必要条件を充たしているか否かを考察し検証する。

(4-1)　売買目的有価証券等に適用される時価概念

金融商品に関する会計基準（以下、金融商品会計基準という。）において有価証券は4種類（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券）に区分される。そして、時価評価による評価益の計上が求められるのは、売買目的有価証券[5] とその他有価証券[6] の2種類である。

4）「臨時償却にせよ臨時損失にせよ、固定資産の簿価から一度に価値の切り下げに伴う損失を控除し、将来に損失を繰り越さないという意味では。減損会計と類似しているものの、耐用年数に応じて規則的に原価配分を行わないという点で、減損会計は正規の減価償却と異なる。それでは、わが国で減損会計を適用する意義はどこにあるのであろうか。上述の検討を前提とする限り、積極的かつ理論的な理由を見出しがたく、せいぜい保守主義に基づく簿価修正を行うことによって、IASB基準（IFRS）、FASB基準などのデファクト・スタンダードとのハーモナイゼーションを図るためといってよい。」（広瀬義州［2014］『財務会計（第12版）』271頁）

5）「時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（以下「売買目的有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。」（金融商品会計基準14）

6）「売買目的有価証券、満期保有目的の債権、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、（省略）」（金融商品会計基準18）

(4-1-1) 売買目的有価証券に適用される時価概念

金融商品会計基準における時価概念は「市場価格」と「市場がない場合に合理的に算定された公正な価格」の2本立てになっている[7]。しかしながら、売買目的有価証券[8]とは、いわゆるトレーディング目的の有価証券を指すのであり、売買を頻繁に繰り返している有価証券を指すのであるから、活発な市場取引の存在が当然に前提とされている。従って、売買目的有価証券に適用される時価は、「市場がない場合に合理的に算定された公正な価格」ではなく、回収・換金可能性に裏付けられた「市場価格」ということになる。

(4-1-2) その他有価証券に適用される時価概念

その他有価証券には取引市場の有無も含め様々な種類の有価証券が含まれると思われる。しかしながら、「その他有価証券の決算時の時価は、原則として、期末日の市場価格に基づいて算定された価額とする。(省略)」(金融商品会計基準注7)と規定されているように、その他有価証券を時価評価して評価益(資本剰余金)を計上する際に用いられる時価概念は「市場価格」のみである。つまり、その他有価証券の中でも、取引市場があり「市場価格」を有する有価証券のみが評価益計上を許されることになる。

上記の(4-1-1)(4-1-2)から、売買目的有価証券及びその他有価証券の評価益を計上する際の時価は回収・換金可能性に裏付けられた「市場価格」ということになり、「市場がない場合に合理的に算定された公正な価格」という測定は排除されている。

さらに金融商品会計基準19においては「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」については取得価額での計上を求めている。こうした基準の存在は、金融商品会計基準が「市場価格」と「市場がない場合に合理的に算定された公正な価格」以外に「時価を把握することが極めて困難な場合」の存在を容認していることを示している。

(4-2) トレーディング目的棚卸資産に適用される時価概念

棚卸資産の評価に関する会計基準(以下、棚卸資産会計基準という。)において「トレーディング目的で保有する棚卸資産については、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額(評価差額)は、当期の損益として処理する。」(棚卸資産会計基準15)と規

---

7)「時価とは公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場(以下「市場価格」という。)に基づく価額をいう。市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする。」(金融商品会計基準6)

8) 売買目的有価証券とは「(省略)いわゆるトレーディング目的の有価証券を指す。(省略)有価証券の売買を頻繁に繰り返している場合には、当該有価証券は売買目的有価証券に該当する。」(金融商品会計に関する実務指針65)

定されている。さらに、トレーディング目的棚卸資産には「活発な取引が行われるよう整備された、購買市場と販売市場とが区別されていない単一の市場（例えば、金の取引市場）の存在」（棚卸資産会計基準 60）が前提とされている。これらの規定から、明らかにトレーディング目的棚卸資産には活発な市場取引があり、適用される時価は回収・換金可能性に裏付けられた「市場価格」であることが結論づけられる。

では、ここで適用される時価に「再調達原価」は含まれるのだろうか？

棚卸商品会計基準は「再調達原価」を「購買市場と売却市場とが区別される場合における購買市場の時価に、購入に付随する費用を加算したものをいう。」（棚卸資産会計基準 6）と定義している。従って、もしトレーディング目的棚卸資産の取引市場が、購買市場と売却市場とが区別される場合であれば、再調達原価が存在し測定基準の一つになりうるのかもしれない。しかし、棚卸商品会計基準は、トレーディング目的棚卸資産について「購買市場と販売市場とが区別されていない単一の市場」の存在を前提としており、そこに「再調達原価」が存在する余地はない。このことは、棚卸商品会計基準が「再調達原価」を、トレーディング目的棚卸資産の時価にはなり得ないとしていることを意味するものである。

以上（4-1）（4-2）の検討から、わが国の会計基準が評価益の計上を認める資産（売買目的有価証券等、トレーディング目的棚卸資産）の測定に適用される時価とは、回収・換金可能性に裏付けられた「市場価格」であり、「市場がない場合に合理的に算定された公正な価格」や「再調達原価」ではないことが明確になった。従って、回収・換金可能性に裏付けられた「市場価格」を有する資産（売買目的有価証券等、トレーディング目的棚卸資産）は貨幣性資産として時価評価され、取得原価主義の立場からも評価益を計上することが正当化されると思われる。

また、この検証を通じてわが国会計基準の時価概念の特質を垣間見ることが出来たと思う。

第一の特質は、時価が市場を基礎とした測定であることである。それは、「市場価格」と「市場がない場合に合理的に算定された公正な価格」の２つの概念から構成されている。

第二の特質は、時価がどのような資産にも普遍的に決定されるという立場は採用していないということである。それは、金融商品会計基準が「市場価格」と「市場がない場合に合理的に算定された公正な価格」以外に「時価を把握することが極めて困難な場合」を容認していることから導かれる特質である。

第三の特質は、「再調達原価」による評価益の計上を排除していることである。それは棚卸商品会計基準が評価益の計上を認めた唯一の対象（トレーディング目的棚卸資産）に「再調達原価」の適用を排除していることから導かれる特質である。

第二章　国際会計基準における「公正価値」の位置づけ

第一節　ＩＦＲＳにおける公正価値測定とその拡大

ＩＡＳＢ（およびその前身であるＩＡＳＣ）は1980年代から90年代にかけて公正価値測定の適用対象を拡張してきた。その前提には収益・費用の認識を資産負債アプローチで行うというＩＦＲＳの概念フレームワーク[9]がある。言い換えれば、公正な収益・費用を算出するためには、全ての資産と負債の公正な評価が必要になり、その概念フレームワークを展開する上で公正価値測定の適用対象を拡張することが求められたと言えよう。

まず金融商品については、金融商品の全面公正価値測定をもくろんだ提案（IASC（1997））に対し否定的な反応が多かったため、ＩＡＳ 39号（1998）では金融資産の属性に応じ公正価値と償却原価の２種類の測定基準を分類適用する混合属性アプローチを採用することとなった。さらに、有形固定資産については、取得原価で測定する原価モデルと公正価値測定を行う再評価モデルの選択が認められている（ＩＡＳ第16号「有形固定資産」(par.29,30,31)）。無形資産（ＩＡＳ第38号「無形資産」(par.72)）、投資不動産（ＩＡＳ第40号「投資不動産」(par.32A)）についても同様に公正価値測定を行う再評価モデルの選択が認められている。また、農業の生物資産については公正価値測定が強制されている（IAS第41号「農業」(par.12)）。

このように、ＩＦＲＳにおいて公正価値測定が採用される資産は拡大している。

第二節　ＩＦＲＳ第13号「公正価値測定」の意図するもの

ＩＦＲＳは時価の概念をより一般化したものとして「公正価値」という用語を従来より用いてきたが、統一した定義はされていなかった。2011年５月にＩＦＲＳ第13号「公正価値測定」が公表され、初めて公正価値の定義、公正価値の測定に関するフレームワーク、公正価値に関する開示といった公正価値概念の統一的解釈が明らかにされたのである。

公正価値とは「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」(IFRS13　par.9）と定義された。これは、従来の会計分野で用いられてきた「時価」の概念を、より一般化し体系化する試みである。そして、その体系化のポイントとして以下の３点が挙げられる。

9）「収益は、資産の増加又は負債の減少に関連する将来の経済的便益の増加が生じ、かつ、それを信頼性をもって測定できる場合に、損益計算書に認識される。(以下省略)」（ＩＦＲＳ財務報告に関する概念フレームワーク 4.47）

「費用は、資産の減少又は負債の増加に関連する将来の経済的便益の減少が生じ、かつ、それを信頼性をもって測定できる場合に、損益計算書に認識される。(以下省略)」（ＩＦＲＳ財務報告に関する概念フレームワーク 4.48）

（第１点）　公正価値は市場を基礎とする測定であること。（IFRS13　par.2）

（第２点）　その測定に適切な評価技法を決定すること。そして、下記の３つの評価技法のうち１つ以上と整合する評価技法を使用しなければならないこと。（IFRS13　par.62）

①　マーケット・アプローチ　「マーケット・アプローチは、同一の又は比較可能な（すなわち、類似の）資産、負債、又は資産と負債のグループ（事業など）に関わる市場取引で生み出される価格その他の関連性ある情報を用いる」（IFRS13 par. B 5）

②　コスト・アプローチ　「コスト・アプローチは、資産の用役能力を再調達するために現在必要となる金額（現在再調達原価と呼ばれることが多い）を反映する」（IFRS13　par. B 8）

③　インカム・アプローチ　「インカム・アプローチは、将来の金額（例えば、キャッシュ・フロー又は収益及び費用）を単一の現在の（すなわち割引後の）金額に変換する。インカム・アプローチを用いる際には、公正価値測定はそれらの将来の金額に関する現在の市場の予想を反映する。」（IFRS13　par. B 10）

（第３点）　その評価技法は、関連性のある観察可能なインプット[10]の使用を最大限とし、観察可能でないインプットの使用を最小限とすること。（IFRS13　par.3）

こうした公正価値概念の特質として、改めて次の２点を強調するべきであろう。

第一の特質は、公正価値概念は市場を基礎とする概念であること。そして、それは市場そのものに直接基礎づけられる価値（mark to market）と市場に基づく観察可能なインプットから評価技法によって導かれる価値（mark to model）を含む概念であること。

第二の特質は、公正価値概念は市場を基礎とする概念であるが、市場に制約される概念ではなく普遍的に適用される概念であること。つまり、観察可能な市場取引又は市場情報が利用可能でない場合であっても、公正価値測定の目的は「現在の市場の状況下で市場参加者の間で資産の売却又は負債の移転の秩序ある取引が生じるであろう価格を見積もること」（IFRS13　par.2）と規定されている。

ＩＦＲＳの公正価値概念とわが国会計基準の時価概念とを比較してみると、第一の特質については、わが国の時価概念も市場を基礎とする概念であり、整合していると思われる。ただ、評価技法において、ＩＦＲＳはコスト・アプローチとして再調達原価を一般的な評価技法として採用しているが、わが国の棚卸資産会計基準のトレーディング目的棚卸資産の評価では再調達原価で評価益を計上することを認めていない。また、第二の特質については、わが国の会計基準では、ＩＦＲＳと異なり、時価がどのような資産にも普遍的に決定されるという立場は採用していな

10）　観察可能なインプット（observable inputs）「入手可能な市場データ（実際の事象又は取引に関する公開されている情報）を基礎として設定されたインプットで、市場参加者が資産又は負債の価格付けを行う際に用いるであろう仮定を反映するもの」（ＩＦＲＳ 13 付録Ａ）

い。それは、金融商品会計基準が「市場価格」と「市場がない場合に合理的に算定された公正な価格」以外に「時価を把握することが極めて困難な場合」を容認していることからも明らかである。

第三節　ＩＦＲＳの公正価値と取得原価主義の乖離

ＩＦＲＳの公正価値概念とわが国の会計基準の時価概念が、ともに市場を基礎とする概念であるという点では整合しているものの、概念の普遍性や一部の評価技法について若干の差異が認められた。それでは、ＩＦＲＳの公正価値測定は取得原価主義の枠組に受容されるものであるのか、それとも両者には乖離があるのかという本論の主題を最終的に検討する段階になった。以下のケース各別について、順次検討を進めたい。

(3-1)　貨幣性資産の公正価値測定

貨幣性資産を公正価値で測定することは取得原価主義と矛盾するのであろうか？

そもそも貨幣性資産とは「現金や当座預金のごとき直接的支払手段のほか、受取手形や売掛金あるいは売買目的有価証券のごとく近い将来に回収・換金の過程を経て支払手段となりうる資産を言い、非貨幣資産に対する用語であって、その実質は当座資産に相当する。」（森田・宮本（編著）［2008］）と定義されるものである。従って、貨幣性資産には回収・換金が可能な市場価値が備わっており、公正価値測定においても観察可能なインプットからマーケット・アプローチにより測定されることとなる。

つまり、貨幣性資産を公正価値で測定することは、貨幣性資産を時価（回収可能価額）で評価する取得原価主義と矛盾しないと言えよう。

(3-2)　非貨幣性資産の公正価値測定（その 1）損失が計上される場合

それでは、非貨幣性資産を公正価値で測定することは取得原価主義と矛盾するのであろうか？

まずは、公正価値測定が取得原価を下回り、損失が計上される場合を検討してみたい。取得原価主義においても資産の価値の低下が認められた場合は費用の期間配分を適正化するために損失の計上を認めている。従って、公正価値測定がいずれのアプローチを用いて行われたにせよ、公正価値が取得原価を下回り損失計上することは、費用配分原則の枠内の行為であり、原則として取得原価主義と矛盾しないと言える。

(3-3)　非貨幣性資産の公正価値測定（その 2）利益が計上される場合

最後に、非貨幣性資産を公正価値で測定した時、公正価値が取得原価を上回り、利益（又は、

資本剰余金の増加）が計上される場合を検討したい。具体的には、棚卸資産の評価益、非上場有価証券の評価益、固定資産の評価益等の具体例について、その評価益計上が取得原価主義の枠内で容認されうるか検討してみよう。

そもそも取得原価主義は利益の実現主義による計上を導くための評価原則であった。資本循環の過程（Ｇ－Ｗ－Ｇ´）において、資本の投下過程（Ｇ－Ｗ）においては利益が認識されず、投下資本が貨幣性資産（Ｇ´）となって回収された時点で利益を認識するのであった。そのためには、投下資本（Ｗ）の評価は投下前資本（Ｇ）（つまり取得価額）で行う必要があった。

しかしながら、もしも投下資本（Ｗ）が換金可能な貨幣性資産であった場合はどうなるのであろうか。この場合の資本循環過程は（Ｇ－Ｇ´）となり、資本の投下過程においても利益認識が可能となると考えられよう。つまり、取得原価主義においても、投下資本（Ｗ）が貨幣性資産と見なしうる特別な場合には、資本投下過程での利益計上が認められると考えられるのである。

(3-3-1) マーケット・アプローチによる公正価値測定（市場価値測定）

もし、非貨幣性資産に活発な市場取引があり、観察可能なインプットとマーケット・アプローチによりその公正価値が測定されるならば、その非貨幣性資産は貨幣性資産と同程度の回収・換金可能性があり、利益の実現可能性も高いと判断される。こうした場合には、取得原価主義においても、貨幣性資産と同様の評価が容認され、評価益の計上も容認されるべきと思われる。

(3-3-2) インカム・アプローチによる公正価値測定（割引現在価値測定）

では、非貨幣性資産に活発な市場取引がなく、割引現在価値による公正価測定が行われて評価益を計上する場合はどう考えるべきであろう。取得原価主義を基本とする伝統的な会計基準において、割引現在価値による測定が認められてきたのは、次のような将来収益が確定している特定の資産のみであった。「割引をする項目とそうでない項目の線引きは極めて容易である。…割引が正当化されるのは、将来の受払額が契約等によって保証されている項目だけである。…」（Paton［1928］）「（現在価値は）確定日または確定可能日に金銭を受け取る契約上の権利または金銭を支払う契約上の義務が存在する場合に適用する」（AICPA［1971］）

従来の伝統的な会計基準において、将来収益の確実な資産について割引現在価値による測定が容認されていた理由は何であるのか、非貨幣性資産に市場取引が行われる場合を想定して考えてみたい。まず、将来収益の確実な資産については、それが市場で取引される場合、将来収益の割引現在価値で評価され取引されることが合理的に予測できると考えられる。例えば、ある債券が発行された場合、（デフォルトリスクを除外すれば）その債券の市場価格は、債券の表面利率と償還期間及び市場金利から割引現在価値で見積ることが出来る。そして、この見積値の正確性は

現実の公社債市場の取引で実証されている。従って、取得原価主義において非貨幣性資産を割引現在価値で測定することが容認されていた理由は、将来収益の確実な資産についての割引現在価値が市場価格の合理的な見積値であること、つまり、その割引現在価値が資産の回収・換金可能額を意味していることに求められるのである。そして、同じ理由から、将来収益の確実な非貨幣性資産について割引現在価値で公正価値を測定し利益計上することは、取得原価主義において容認されてきたのである。他の資産についても、長期契約に基づいて納品される棚卸資産、賃貸収入が長期的に確定している不動産等が、将来収益が確定しており割引現在価値による測定が容認される資産といえるであろう。

これに対し、将来収益が確実でない資産についてはどうであろう。将来の不確実な収益を予測して割引現在価値を算出したとき、それは市場価格の合理的な見積値になっているのであろうか？例えば、ある株式が発行された場合、その株式の将来の配当を予測し、割引現在価値を算出することは可能である。しかし、それが株式の市場価格の合理的な見積値であるという評価は残念ながら未だ得られていないように思う。その理由の一つは、将来の予測という不確実性を計算に織り込むため、算出結果の正確性が低下することにあると思われる。つまり、不正確な見積値では、利益計上のための回収・換金可能額の確定という取得原価主義の基準が充たされないのである。[11)]

従って、将来収益が確実でない資産は取得原価主義においても貨幣性資産と認めることは出来ず、利益計上は認められないと結論されよう。

(3-3-3) コスト・アプローチによる公正価値測定（再調達原価測定）

最後に、非貨幣性資産に活発な市場取引がなく、割引現在価値測定も出来ず、再調達原価による公正価値測定が行われて評価益を計上する場合をどう考えるべきであろうか。

コスト・アプローチ（再調達原価）を公正価値の評価技法の一つに採用することについて、ＩＦＲＳ 13 の付属文書（par.BC141）では、市場においては市場価格（出口価格）と再調達原価（入口価格）が一致することに採用の理由を求めている。確かに、資産について購買市場と販売市場が区別されないような活発な市場があれば、出口価値（市場価値）と入口価値（再調達原価）は同一になると考えられる。しかし、資産に活発な市場性がない場合、出口価値（市場価

11） 角ヶ谷［2006］において同様の見解が示されており、本論もそれに依拠している。「かつて Gamble=Cramer は「貨幣項目の割引は、その計算の正確性ゆえに、歴史的原価モデルの枠内で考えることができる。しかし、非貨幣項目の割引は、貨幣項目と同程度の正確性をもちえないので、歴史的原価モデルから逸脱することになる。」（1992、34 頁）と指摘した。現行の固定資産の減損処理のように原価の枠が設定されている間はともかく、原価の枠が取り除かれるようになれば、もはやそれを原価主義会計と呼ぶことはできないであろう。」（角ヶ谷［2006］）

値）と入口価値（再調達原価）は相違することになる。そうであれば、市場性がない資産について再調達原価を測定したところで、それは出口価値（市場価値）とは異なる値になり、公正価値の前提とする「市場を基礎とする測定」という条件を充足しないのではないだろうか。

従って、市場性がない資産について再調達原価による評価替えが行われた場合、ＩＦＲＳにおいて公正価値測定とは容認されるべきではないと思う。そして、取得原価主義においても、市場を基礎とする測定でない以上、貨幣性資産と認めることは出来ず、利益計上は認められないと思われる。

以上（3-1）（3-2）の検討から、貨幣性資産に関する公正価値測定、及び非貨幣性資産について評価損が計上される公正価値測定については、公正価値による測定が取得原価主義と整合することが導かれた。また（3-3）の検討から、非貨幣性資産について評価益が計上される公正価値測定についても、マーケット・アプローチによる測定、及び将来収益が確実な資産のインカム・アプローチによる測定は取得原価主義と整合することが可能であると思われた。しかし、それ以外の２つの測定（コスト・アプローチによる測定、将来収益が確実でない資産についてのインカム・アプローチによる測定）は取得原価主義とは整合しないものと結論された。

最後に

本論の考察で、ＩＦＲＳの公正価値概念の大部分が取得原価主義と整合することが認められた。しかし、市場に基礎づけられない公正価値で非貨幣性資産を評価し利益計上する場合においてのみ、ＩＦＲＳの公正価値概念は取得原価主義と不整合が生じるのであった。

繰り返しになるが、取得原価主義とは収益の実現主義原則の資産評価における表現である。運転資本が市場取引によって回収・換金可能な状態になって初めて収益の計上が認められるのである。これは分配可能利益の測定を目的としてきた伝統的会計基準の基本原理であった。ＩＦＲＳの公正価値概念は市場を基礎とする概念ではあるが、市場のない場合においても一定の評価技法を用いて市場価値を見積もることが出来るという前提で組み立てられている。従って、現実の不完全な市場社会において、市場取引が不活発又は不存在なためＩＦＲＳの公正価値が市場価値の基礎づけを失う局面が存在し、その時、ＩＦＲＳの公正価値概念はその前提を失うのである。つまり、その時、実現主義原則つまり取得原価主義と、ＩＦＲＳの公正価値概念は乖離するのである。

しかしながら、この乖離が本質的で、両者が整合できないと悲観するべきではないと思う。なぜならば、今日、証券化等を通じて多様な資産に新たな市場取引が拡大されている。さらに金融

工学の進歩によって非貨幣性資産についても市場性に裏付けられた値が合理的に見積もられる可能性もあるだろう。そして、新しい市場のデータと新しい評価技法によって測定された値が市場価値の合理的見積もりとして会計慣行においても容認されるとき、取得原価主義とＩＦＲＳの公正価値の概念は整合しコンバージェンスしていくものと思われるのである。

参考文献

American Institute of Certified Public Accountants (AICPA)[1971]"*Opinion of the Accounting Principles Board 21,Interest on Receivables and Payables*"

IFRS 財団（編）[2014]『国際財務報告基準』、中央経済社

International Accounting Standards Committee(IASC) ［1997］. A Disucussion Paper issued for comment by the Steering Committee on Financial Instruments, *"Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities"*,1997.(国際会計基準委員会「金融資産及び金融負債の会計処理に関するディスカッションペーパー」、1997 年)

Paton,W.A.[1928] *"Special Applications of Discounting"* Journal of Accounting Research(Spring)

飯名皓作［2009］「時価主義と原価主義の相剋」『千葉経済大学短期大学部研究紀要』第 5 号、33-41 頁

飯野利夫［1983］『財務会計論（改訂版）』、同文館

上野 清貴［2009］「公正価値の概念と測定」『企業会計』vol.61 No.2、218-227 頁、中央経済社

上野 清貴［2011］「公正価値概念の展開とその論理 (特集 IFRS13 号「公正価値測定」の実務インパクト)」『企業会計』Vol.63 No.9、1306-1315 頁、中央経済社

梅原秀継［2011］「のれん会計の動向とその影響―公正価値測定の拡張をめぐって」『會計』第 180 巻第 3 号、354-368 頁、森山書店

角ヶ谷典幸［2006］「現在価値観の転換―公正価値会計の台頭とその影響」『會計』第 170 巻第 4 号、564-577 頁、森山書店

金子康則［2009］『公正価値会計の実務―米国 FAS157 の総合解説とＩＦＲＳアドプション対応』、中央経済社

北村敬子（編著）[2014]『財務報告における公正価値測定』、中央経済社

河野明史［2005］「「公正価値」は本当に「公正か？」（http://www.shinnihon.or.jp/services/ifrs/issue/ifrs-course/pdf/ifrs-course-2005-10.pdf ）最終閲覧 2015.6.10

古賀智敏［2008］「国際会計基準と公正価値会計」『會計』、第 174 巻第 5 号、615-627 頁、森山書店

高尾裕二［2008］「まずは会計機能から―会計基準の設計と会計の基本機能」『企業会計』Vol.60No.4、500-507 頁、中央経済社

高寺貞男 / 草野 真樹［2004］「＜論考＞公正価値概念の拡大―その狙いと弱み (伊藤武教授 古稀記念号)」、『大阪経大論集』第 55 巻第 2 号、251-262 頁

平松一夫・広瀬義州［2002］『FASB 財務会計の諸概念（増補版）』、中央経済社

広瀬義州 [2014]『財務会計（第 12 版）』、中央経済社

森田・宮本（編著）［2008］『会計学辞典　第 5 版』、中央経済社

渡邉泉［2010］「取得原価主義会計と公正価値」『會計』第 178 巻第 3 号、301-319 頁、森山書店

渡邉泉［2011］「歴史から見る時価評価の位置づけ」『會計』第 180 巻第 5 号、595-610 頁、森山書店